

平成25年度 教育委員会 第5回定例会 議案

1 日 時 平成25年6月12日(水) 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第6号議案 平成25年度6月県議会定例会に提出する議案 …… 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 5 回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成 24 年度教職員倫理 110 番等の通報状況	1
2	教育行政の点検及び評価	11
3	通学路の安全確保	12
4	観察・実験指導力向上事業	14
5	科学の甲子園ジュニア	15
6	三ヶ日青年の家の指定管理者の公募	16
7	被災地派遣埋蔵文化財専門職員の帰任報告	17

(件 名) 平成 24 年度教職員倫理 110 番等の通報状況

(教育総務課)

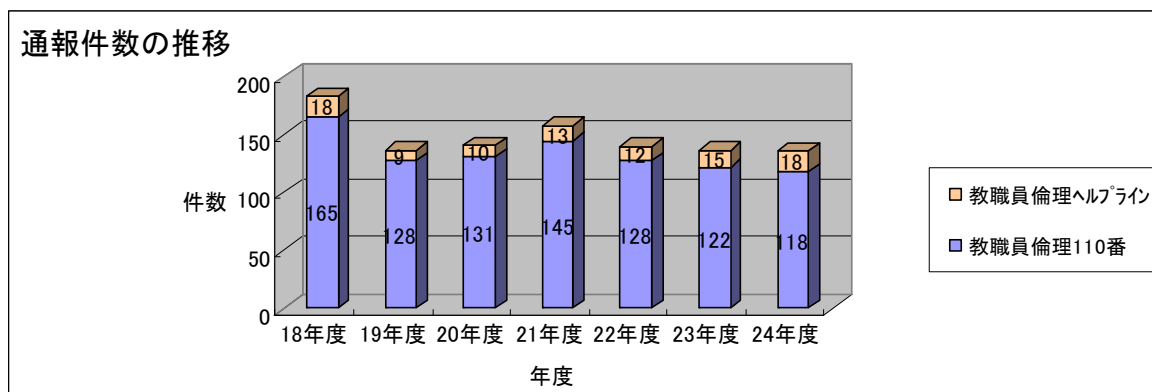
1 通報件数の推移

単位：件数

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
教職員倫理ヘルプライン	18	9	10	13	12	15	18	95
教職員倫理110番	165	128	131	145	128	122	118	937
計	183	137	141	158	140	137	136	1032

* 教職員倫理ヘルプラインは、平成 15 年 10 月設置で、通報者は県立学校等職員が対象

* 教職員倫理 110 番は、平成 17 年 6 月設置で、通報者は一般県民及び小中学校職員が対象



2 平成 24 年度通報分の処理状況

(1) 通報件数のうち調査対象件数及び措置状況

単位：件

区 分	通報 件数	調査 対象	通報の事 実あり	左の措置状況		
				懲戒処分	指導措置	所属長等 から指導
教職員倫理ヘルプライン	18	9	4		1	3
教職員倫理 110 番	118	41	23		5	18
合 計	136	50	27	0	6	21

(2) 措置状況の内訳

単位：件

区 分	懲戒処分	指導措置	所属長等 から指導	合 計
セクハラ・わいせつ			1	1
体罰		2		2
不適切な指導(パワハラ・差別等)		1	7	8
勤務服務			2	2
パワハラ(教職員間)			1	1
セクハラ・わいせつ(生徒以外)		1	1	2
個人情報		1	1	2
その他		1	8	9
合 計		6	21	27

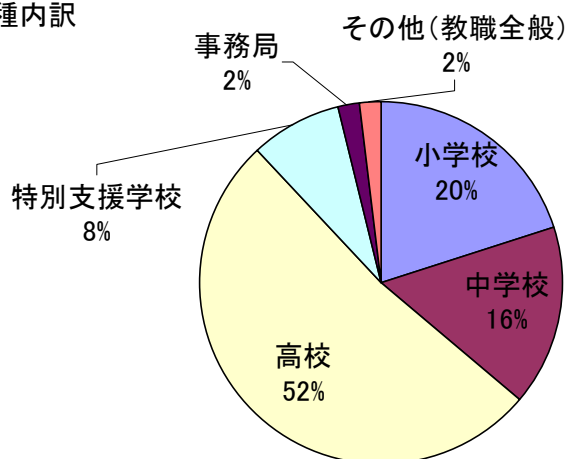
3 平成 24 年度通報件数のうち調査対象の概要（ヘルプライン+倫理 110 番）
 通報件数 136 件のうち 50 件について調査を行った。

(1) 校種別通報内容

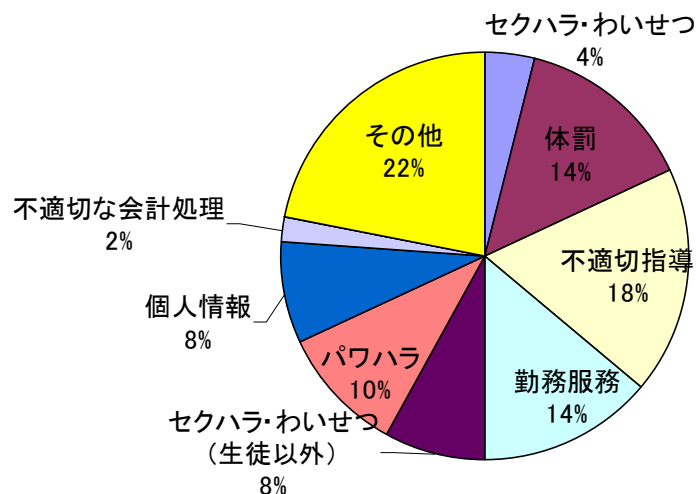
単位：件

区 分	小学校	中学校	高校	特別支援学校	事務局	その他（教職全般）	計
セクハラ・わいせつ		1	1				2
体罰	1	1	5				7
不適切指導(暴言・差別等)	3	4	2				9
勤務服務			6		1		7
セクハラ・わいせつ(生徒以外)	1	1	2				4
パワハラ(教職員間)	1		3	1			5
個人情報	2			1		1	4
不適切な会計処理			1				1
窃盗							
交通違反(飲酒含む)							
その他	2	1	6	2			11
合 計	10	8	26	4	1	1	50

被通報者の校種内訳



通報内容の割合

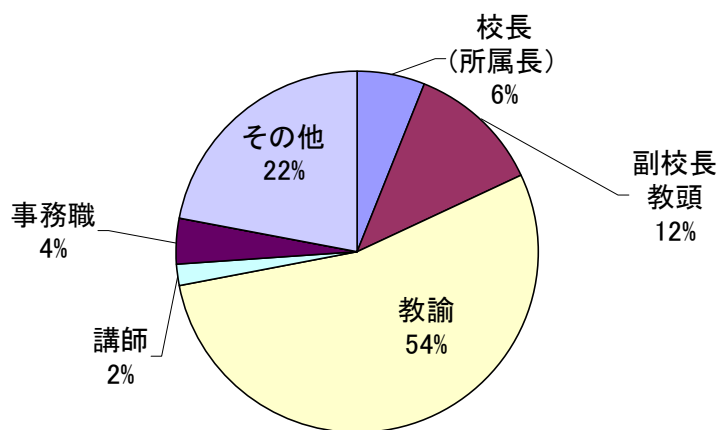


(2) 職種別通報内容

単位：件

区 分	校長 (所属長)	副校長 教頭	教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能員	その他	計
セクハラ・わいせつ			2						2
体罰		1	5					1	7
不適切指導(暴言・差別等)		1	8						9
勤務サービス	1	1	2	1	1			1	7
セクハラ・わいせつ (生徒以外)	1	1	2						4
パワハラ(教職員間)			2					3	5
個人情報			2					2	4
不適切な会計処理			1						1
窃盗									
交通違反(飲酒含む)									
その他	1	2	3		1			4	11
合 計	3	6	27	1	2			11	50

被通報者の職種別内訳



(3) 男女別通報内容

単位：件

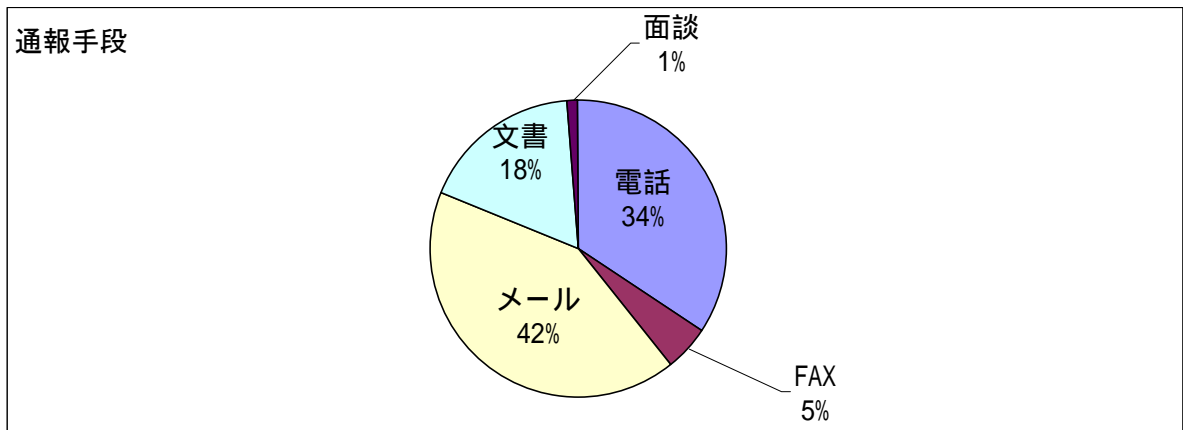
区 分	セクハラ わいせつ	体罰	不適切指 導(暴言・ 差別等)	勤務 サービス	セクハラ わいせつ (生徒以外)	パワハラ (教職員間)	個人 情報	不適切 な会計 処理	窃盗	交通違反 (飲酒含む)	その他	計
男性	1	3	6	5	3		2	1			4	25
女性		1	2	2	1	1	1				2	10
その他	1	3	1			4	1				5	15
合計	2	7	9	7	4	5	4	1			11	50

4 通報件数等の推移（ヘルプライン＋倫理110番）

(1) 通報者の匿名・実名の別及び通報手段の内訳

単位：件

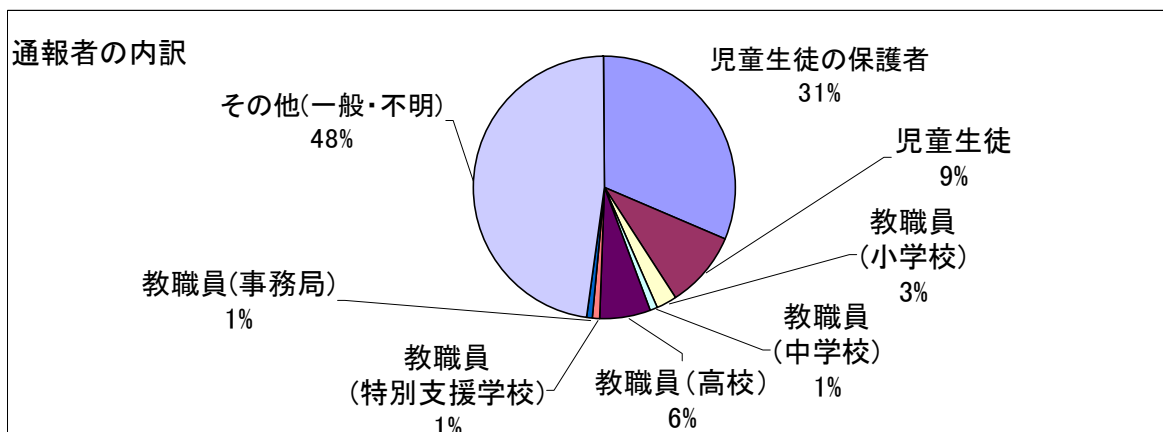
区分	匿名	実名	計	電話	FAX	メール	文書	面談	計
18年度	163	20	183	45	8	100	30		183
19年度	103	34	137	45	4	80	8		137
20年度	95	46	141	42	4	63	28	4	141
21年度	116	42	158	56	13	57	30	2	158
22年度	84	56	140	45	4	58	30	3	140
23年度	97	40	137	61	8	37	29	2	137
24年度	102	34	136	61	8	39	27	1	136
合計	760	272	1032	355	49	434	182	12	1032



(2) 通報者の内訳

単位：件

区分	児童生徒の保護者	児童生徒	教職員(小学校)	教職員(中学校)	教職員(高校)	教職員(特別支援学校)	教職員(事務局)	その他(一般・不明)	計
18年度	56	28	2	1	9		1	86	183
19年度	47	19	5	1	7			59	138
20年度	41	13	4	1	9	1		71	140
21年度	39	20	3	1	10		1	84	158
22年度	43	6	4	2	6	3	3	73	140
23年度	56	4	4	1	10	2	1	59	137
24年度	43	6	5	2	15	2		63	136
合計	325	96	27	9	66	8	6	495	1032

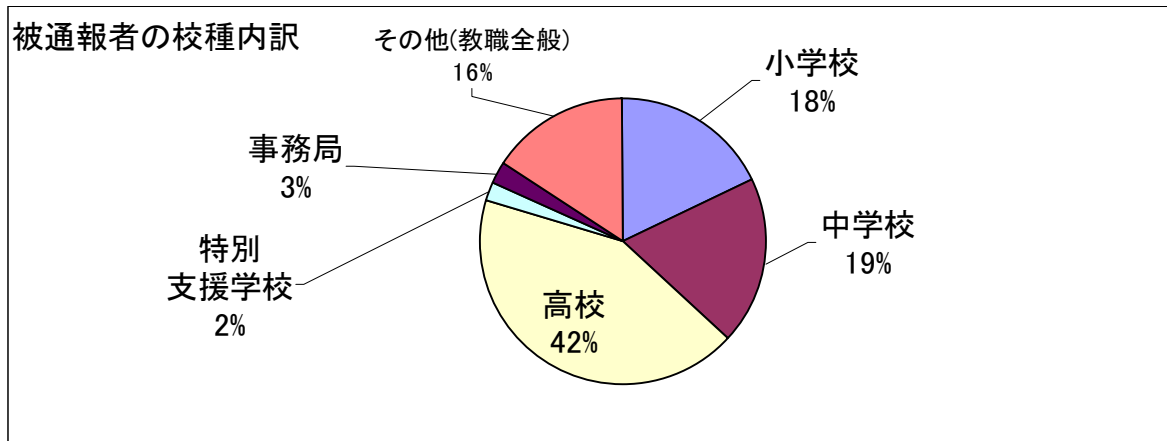


(3) 被通報者の校種内訳

単位：件

区 分	小学校	中学校	高校	特別支援学校	事務局	その他(教職全般)	計
18年度	36	41	83	3	1	19	183
19年度	25	30	49		8	25	137
20年度	26	17	48	3	1	46	141
21年度	32	33	74	1	7	11	158
22年度	26	26	50	4	6	28	140
23年度	21	26	68	6	2	14	137
24年度	20	23	65	6	3	19	136
合計	186	196	437	23	28	162	1032

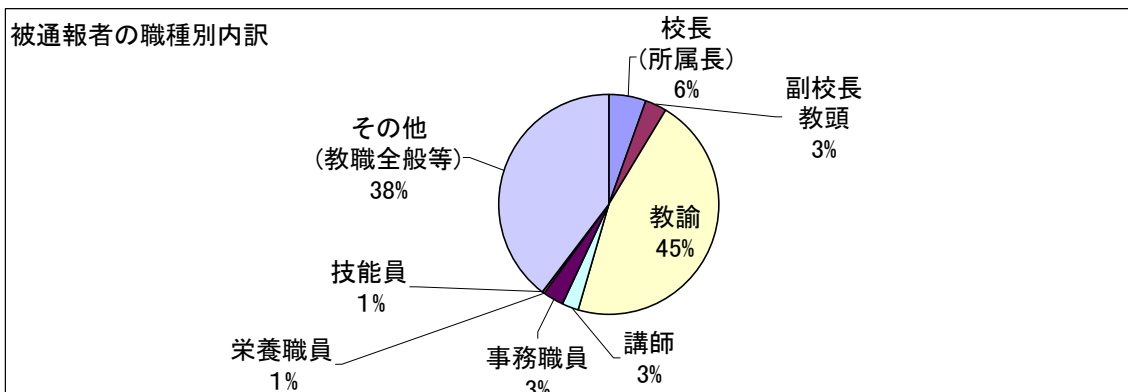
* 小学校には幼稚園分 2 件(18 年度 1 件、19 年度 1 件)を含む



(4) 被通報者の職種別内訳

単位：件

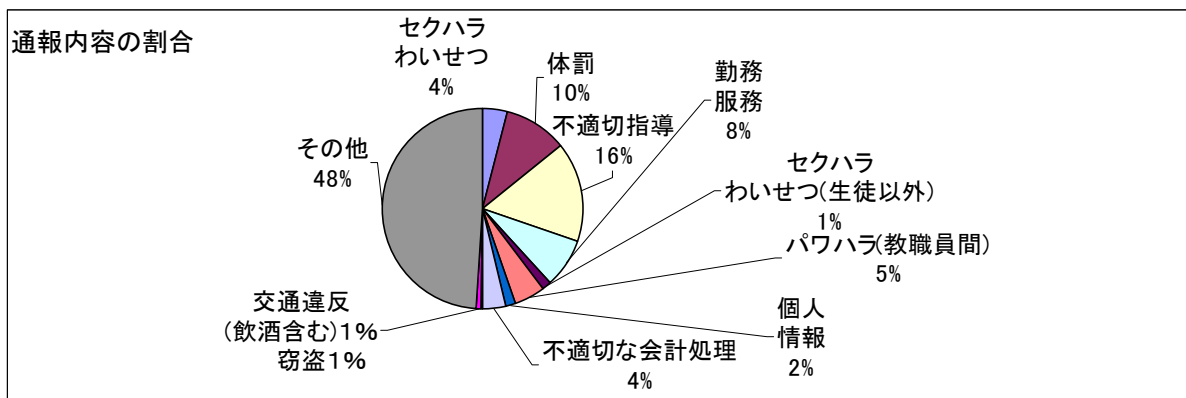
区 分	校長 (所属長)	副校長 教頭	教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能員	その他 (教職全般等)	計
18年度	11	6	87	8	3			68	183
19年度	5		51	3	3		1	74	137
20年度	8	2	53	2	2			74	141
21年度	6	8	82	5	6			51	158
22年度	5	5	59	1	6			64	140
23年度	9	4	78	4	5	1		36	137
24年度	13	7	62	5	6		1	42	136
合計	57	32	472	28	31	1	2	409	1032



(5) 通報内容

単位：件

区 分	セクハラ わいせつ	体罰	不適切指 導(暴言・ 差別等)	勤務 服 務	セクハラ わいせつ(生 徒以外)	パワハラ(教 職員間)	個人 情 報	不適切な 会計処理	窃盗	交通違反 (飲酒含む)	その他	計
18年度	11	21	22	10	1	1	2	8			107	183
19年度	7	6	25	9	3	2	2	5		1	77	137
20年度	3	10	17	3		4	3	4	1	1	95	141
21年度	9	16	29	5		10	1	5		1	82	158
22年度	1	11	35	17	2	9	1	9		3	52	140
23年度	7	20	22	18	3	14	5	5	2	2	39	137
24年度	3	20	18	21	5	11	5	1			52	136
合計	41	104	168	83	14	51	19	37	3	8	504	1032



(6) 校種別通報内容

単位：件

区 分	小学校	中学校	高校	特別支援学校	事務局	その他	計
セクハラ・わいせつ	7	9	23			2	41
体罰	12	29	57			6	104
不適切指導(暴言・差別等)	43	54	64	2	1	4	168
勤務サービス	15	12	47	2	2	5	83
セクハラ・わいせつ(生徒以外)	4	3	6			1	14
パワハラ(教職員間)	4	3	33	4	1	6	51
個人情報	9	3	2	3		2	19
不適切な会計処理	3	3	20	2	5	4	37
窃盗			2		1		3
交通違反(飲酒含む)	1	2	2	1	1	1	8
その他	88	78	181	8	18	131	504
合 計	186	196	437	23	28	162	1032

(7) 職種別通報内容

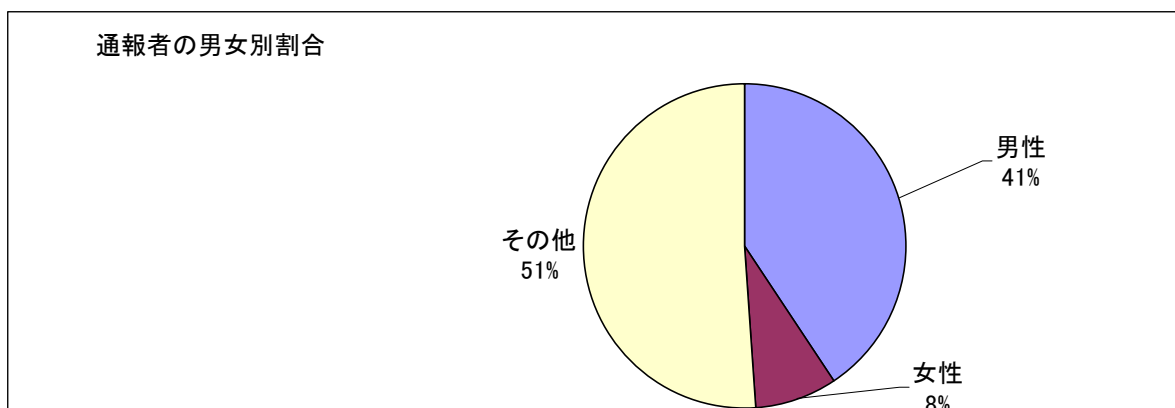
単位：件

区 分	校長 (所属 長)	副校長 教頭	教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能員	その他	計
セクハラ・わいせつ	1	1	25	7				7	41
体罰	1	3	91	2				7	104
不適切指導(暴言・差別等)	2	5	129	2				30	168
勤務サービス	5	5	36	4	7		1	25	83
セクハラ・わいせつ(生徒以外)	5	1	7					1	14
パワハラ(教職員間)	9	4	10		9			19	51
個人情報			9		1			9	19
不適切な会計処理	3		14	1	8	1		10	37
窃盗	1		1					1	3
交通違反(飲酒含む)			3					5	8
その他	30	13	147	12	6		1	295	504
合 計	57	32	472	28	31	1	2	409	1032

(8) 男女別通報内容

単位：件

区 分	セクハラ わいせつ	体罰	不適切指 導(暴言・ 差別等)	勤務 サービス	セクハラ わいせつ(生 徒以外)	パワハラ(教 職員間)	個人 情報	不適切な 会計処理	窃盗	交通違反 (飲酒含む)	その他	計
男性	30	72	74	42	12	20	6	21	3	3	135	418
女性	0	5	25	10	1	6	4	3	0	0	33	87
その他	11	27	69	31	1	25	9	13	0	5	336	527
合計	41	104	168	83	14	51	19	37	3	8	504	1032

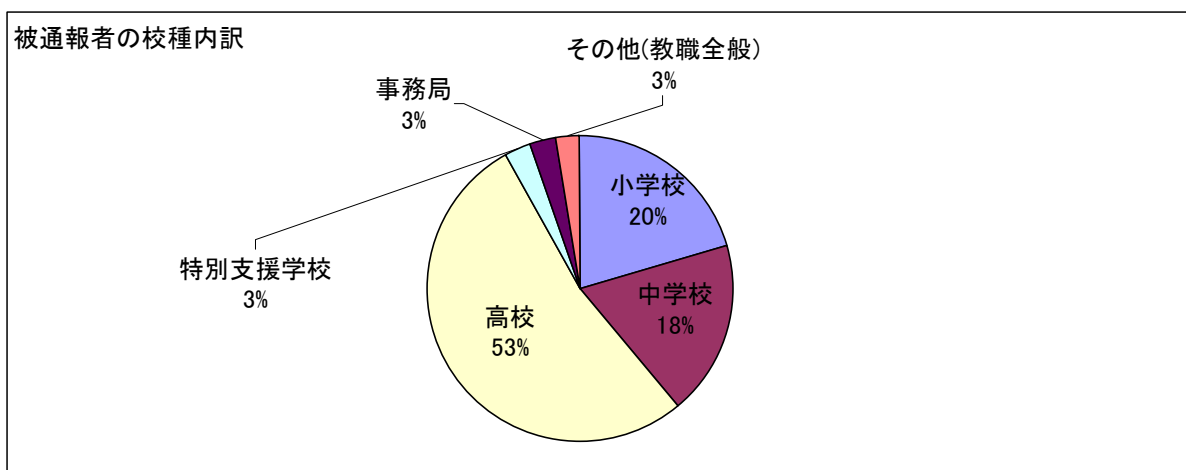


5 通報件数のうち調査対象の内訳（ヘルプライン＋倫理110番）

(1) 被通報者の校種内訳（調査対象）

単位：件

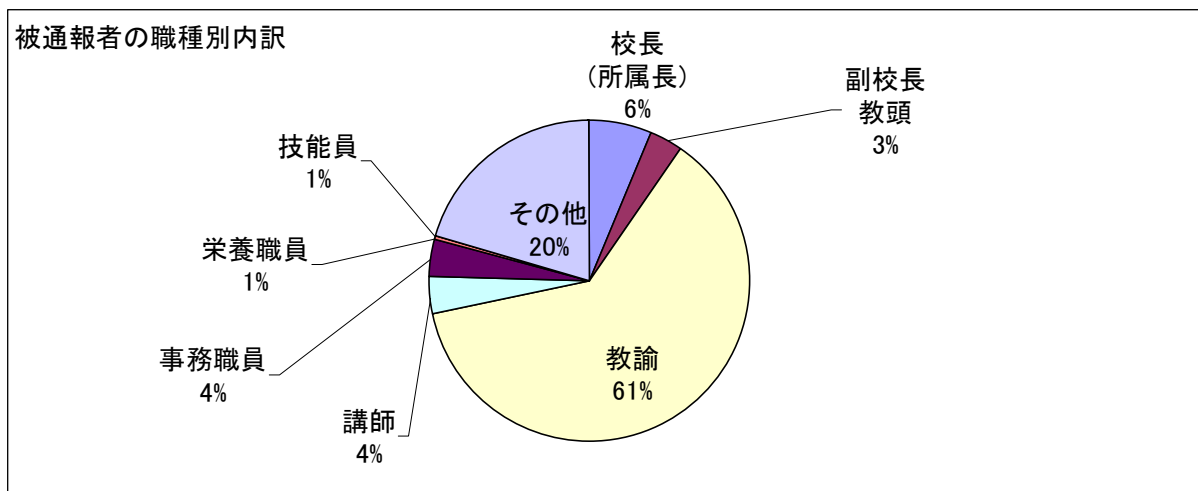
区分	小学校	中学校	高校	特別支援学校	事務局	その他(教職全般)	計	男	女	その他(不明)	計
18年度	17	23	49	1	1		91	60	6	25	91
19年度	13	8	33			3	59	40	5	14	59
20年度	16	13	39	2	1	3	74	42	8	24	74
21年度	23	15	50	1	3	3	95	54	12	29	95
22年度	11	15	34	1	3	2	66	36	9	21	66
23年度	14	12	40	5	1	2	74	49	10	15	74
24年度	10	8	25	4	2	1	50	25	10	15	50
合計	104	94	270	14	14	13	509	306	60	143	509



(2) 被通報者の職種別内訳（調査対象）

単位：件

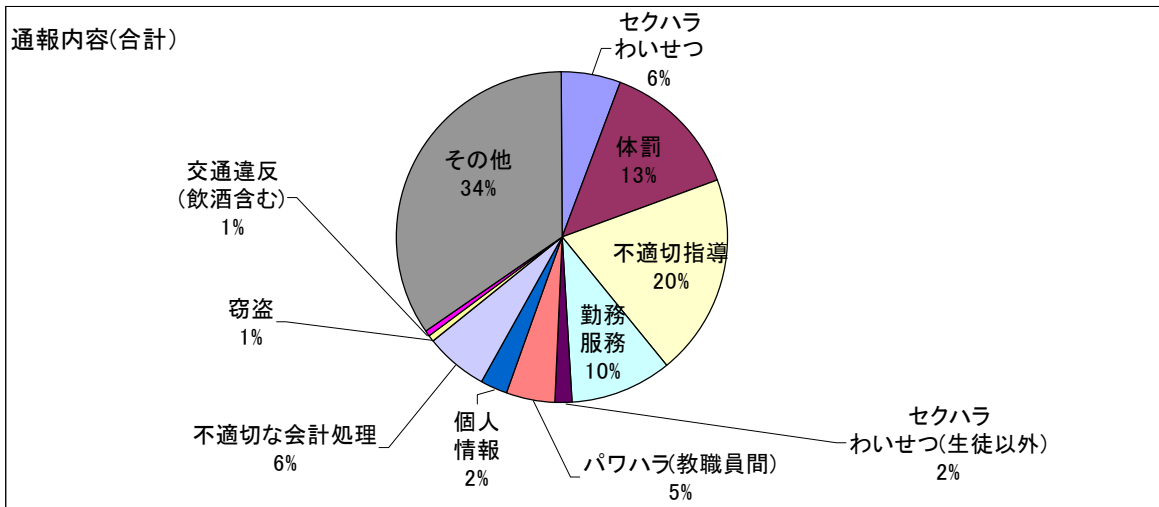
区分	校長(所属長)	副校長 教頭	教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能員	その他(教職全般等)	計
18年度	6	2	57	4	3			19	91
19年度	5		39	3	3		1	8	59
20年度	7	1	45	2	2			17	74
21年度	4	4	60	5	2			20	95
22年度	2	3	40	1	4			16	66
23年度	6	2	48	3	3	1		11	74
24年度	3	6	25	1	2			13	50
合計	33	17	314	19	19	1	1	104	509



(3) 通報内容 (調査対象)

単位：件

区 分	セクハラ わいせつ	体罰	不適切指 導(暴言・ 差別等)	勤務 服務	セクハラ わいせつ(生 徒以外)	パワハラ(教 職員間)	個人 情報	不適切な 会計処理	窃盗	交通違反 (飲酒含む)	その他	計
18年度	8	11	13	5	1	1	1	7			44	91
19年度	3	5	13	5	3	1		4			25	59
20年度	3	8	13	2		3	3	4	1	1	36	74
21年度	8	16	18	5		4	1	4		1	38	95
22年度	1	9	23	11		5		7			10	66
23年度	5	13	11	15	1	5	4	4	2	1	13	74
24年度	2	7	9	7	4	5	4	1			11	50
合計	30	69	100	50	9	24	13	31	3	3	177	509



(4) 校種別通報内容 (調査対象)

単位：件

区 分	小学校	中学校	高校	特別支援学校	事務局	その他	計
セクハラ・わいせつ	5	7	17	0	0	1	30
体罰	7	19	43	0	0	0	69
不適切指導(暴言・差別等)	29	27	41	2	1	0	100
勤務服務	8	5	34	2	1	0	50
セクハラ・わいせつ(生徒以外)	1	3	5	0	0	0	9
パワハラ(教職員間)	3	3	15	1	1	1	24
個人情報	6	2	1	3	0	1	13
不適切な会計処理	2	2	18	1	5	3	31
窃盗	0	0	2	1	0	0	3
交通違反(飲酒含む)	1	2	0	0	0	0	3
その他	42	24	95	4	5	7	177
合計	104	94	271	14	13	13	509

(5) 職種別通報内容(調査対象)

単位: 件

区分	校長 (所属長)	副校長 教頭	教諭	講師	事務職員	栄養職員	技能員	その他	計
セクハラ・わいせつ	1	1	20	6	0	0	0	2	30
体罰	1	1	64	1	0	0	0	2	69
不適切指導(暴言・差別等)	1	3	83	1	0	0	0	12	100
勤務服務	3	4	25	3	5	0	0	10	50
セクハラ・わいせつ(生徒以外)	3	1	5	0	0	0	0	0	9
パワハラ(教職員間)	2	2	5	0	4	0	0	11	24
個人情報	0	0	8	0	0	0	0	5	13
不適切な会計処理	2	0	12	1	8	1	0	7	31
窃盗	1	0	1	0	0	0	0	1	3
交通違反(飲酒含む)	0	0	3	0	0	0	0	0	3
その他	19	6	90	7	2	0	1	52	177
合計	33	18	316	19	19	1	1	102	509

(6) 調査結果に基づく措置状況の推移

ア 教職員倫理ヘルプライン

単位: 件

年度	通報 件数	調査 対象	通報の事 実あり	左の措置状況		
				懲戒処分	指導措置	所属長等から指導
18年度	18	14	8	1		7
19年度	9	7	4			4
20年度	10	9	3	1		2
21年度	13	6	1			1
22年度	12	8	3		1	2
23年度	15	7	3			3
24年度	18	9	4		1	3

イ 教職員倫理 110 番

単位: 件

年度	通報 件数	調査 対象	通報の事 実あり	左の措置状況		
				懲戒処分	指導措置	所属長等から指導
18年度	165	77	26	1	2	23
19年度	128	52	17	1	1	15
20年度	131	65	29	1	2	26
21年度	145	89	48	1	4	43
22年度	128	58	21		3	18
23年度	122	67	27	1	4	22
24年度	118	41	23		5	18

教育行政の点検及び評価

(教育政策課・教育総務課)

1 教育行政の点検及び評価とは(地教行法第 27 条)

「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」なお、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」とされている。

2 点検及び評価方法の変更の必要性

- ・ 昨年度までは、行政改革課の所管により作成してきた施策展開表をもって、点検及び評価とし、これを大学教授(1人)に意見を伺い、教育総務課から教育委員会に上程していたが、平成 25 年度より施策展開表の様式が変更され、評価が記載されなくなった。
- ・ このため、上記法令義務を満たすため、これまでの方法を変更し、「新たな点検及び評価の方法」により行う必要がある。

3 対応案

「県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン」に基づき毎年作成している「教育行政の基本方針(単年度の教育方針)」の点検及び評価をもって、地教行法の手続きを行う。

別添資料「[サンプル](#)平成 25 年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書(案)」参照

「教育行政の基本方針」に記載されている主な取組について、事務局で自己評価を行い、その内容について、学識経験者(今年度は計画更新年度のため、複数とし、生涯学習審議会委員である 3 人の方を想定)に意見をいただく。

この結果を点検及び評価に関する報告書案にとりまとめ、教育委員会定例会に上程し、審議をいただく。

了解となった報告書を決算特別委員会に提出する。

4 今後の作業スケジュール

時期	担当課	内容
7 月上旬	事務局各課室	各課室で自己評価
8 月上旬	教育政策課	学識経験者による意見
9 月上旬	教育政策課	教育委員会定例会に報告書案を上程
10 月下旬	教育政策課	決算特別委員会に報告書を提出

通学路の安全確保

(学校教育課 健康・安全班)

1 通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況

別 添

平成 25 年 5 月 31 日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況について

平成24年4月以降、京都府亀岡市をはじめとして、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて、全国で通学路の緊急合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、平成24年度末時点の対策の実施状況を以下のとおりまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、合同点検の定期的な実施など通学路の安全確保に向けた継続的な取組等を推進します。(別紙参照)

○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成24年度末時点)

	箇所数	
		うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	42,662
教育委員会・学校による対策箇所	28,925	26,077
道路管理者による対策箇所	45,020	22,818
警察による対策箇所	19,715	12,263

※1 1箇所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。

※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

・緊急合同点検実施学校数	20,160校
・緊急合同点検実施箇所数	80,161箇所
・対策必要箇所数	74,483箇所

平成 25 年 5 月 31 日に平成 24 年度末時点の対策の実施状況(全国数値)が、文部科学省、国土交通省、警察庁の 3 省庁連名で公表されました。

全国で安全対策が必要な 74,483 箇所のうち、28,925 箇所が教育委員会や学校による対策箇所であり、既に 26,077 箇所(90.2%)の対策が済んでいます。

静岡県内における安全対策が必要な箇所は 1,307 箇所であり、そのうち 307 箇所が教育委員会や学校による対策箇所、既に 270 箇所(87.9%)の対策が済んでいます。

対策が済んでいない箇所についても、下表のとおり対策の予定があり、未定となっている箇所はありません。

今後は、「通学路安全推進事業」を活用し、通学路における児童の安全確保に努めます。

県内の通学路対策進捗状況(教育委員会、学校が実施する対策箇所)

	総数	対策済み箇所	対策予定箇所	対策未定箇所
各市町合計	224	197(87.9%)	27(12.1%)	0
政令市合計	83	73(88.0%)	10(12.0%)	0
総合計	307	270(87.9%)	37(12.1%)	0

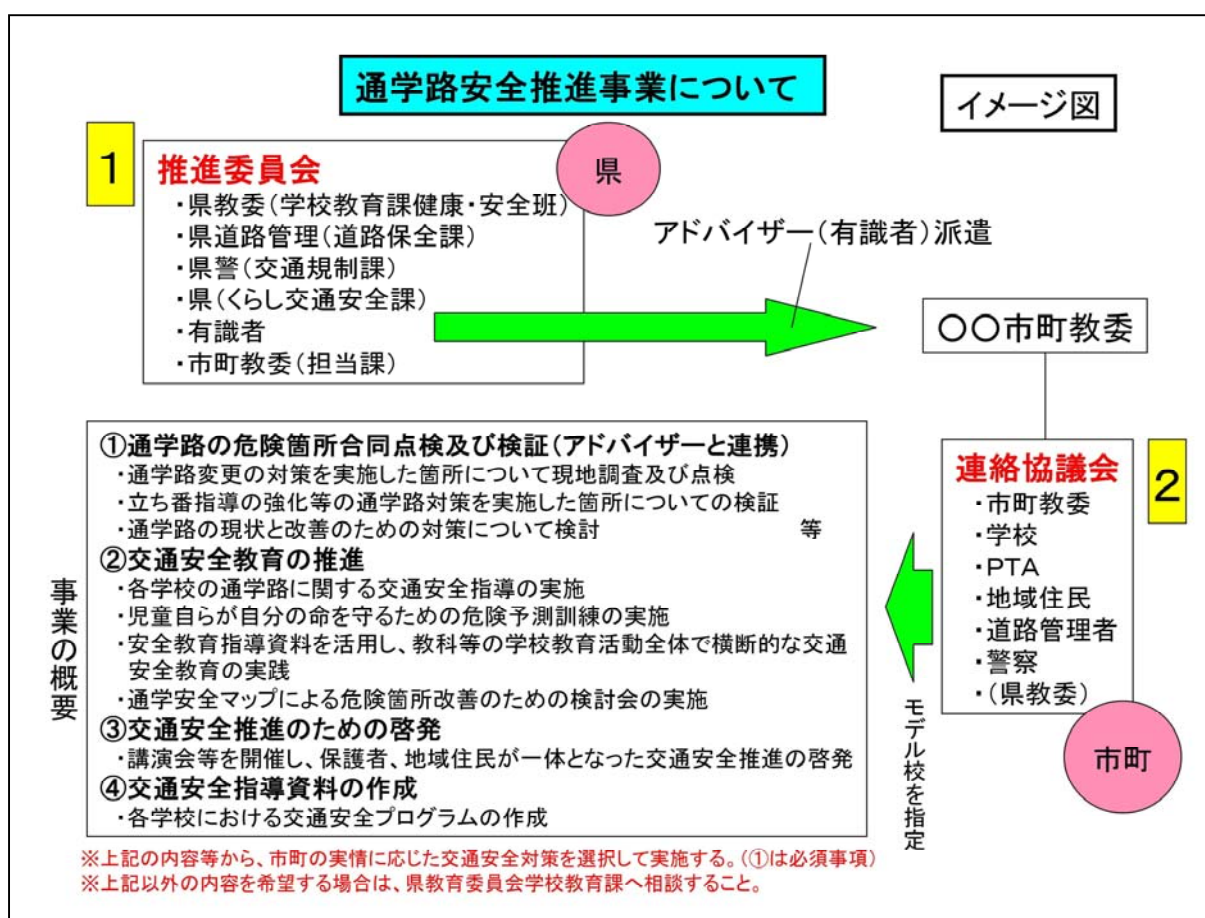
2 通学路の安全対策について

< 通学路安全推進事業 >

国の新規委託事業である「通学路安全推進事業」を活用し、通学路対策の検証や交通安全教育を推進します。

事業内容は、有識者である「通学路安全対策アドバイザー」を市町へ派遣し、専門的な見地からの指導・助言の下、学校、教育委員会や関係機関等の連携による安全対策の検討を行うというものです。

現在、市町教育委員会と具体的な取組について調整しており、今後は、推進委員会を設置して事業を実施していきます。



観察・実験指導力向上事業

(学校教育課小中学校教育室)

1 経緯

本事業は、平成25年3月に静岡県学力検証委員会から出された「学力検証プロジェクト事業 学力検証委員会報告書 ～静岡県の子ども「確かな学力」育成に向けて～」の提言の中の13番「理科教員の指導力向上」を受け、その具体的な対応策の一つとして立ち上げられた。【学力検証委員会報告書】

13 理科教員の指導力向上

(A)理科の用語を使った説明や、自然事象の変化をグラフ等から読み取って理由を書く問題を苦手とする児童が多く、理科の全国学力・学習状況調査の平均正答率が低かったことから、教員の指導力向上のための研修を見直し、(B)非常勤講師や新規採用教員による理科専科教員体制のよりよい在り方を検討することが必要である。

2 事業目的

新学習指導要領において、小学校では中学校を見据えた指導を、中学校では小学校の学習内容を踏まえた指導を行うという小中学校の接続の重要性に触れている。本事業を通して、小中学校の理科教育の接続を改善するとともに、教員の理科の観察・実験の指導力の向上を図るため、各学校の研修等で中核的な役割を担う教員を集め、観察・実験の指導に関する研究協議会を実施する。

3 概要

以下の2つの内容から構成する。

- (1) 提言の下線部(A)について、「理科の観察・実験指導等に関する授業研究協議会」を実施する。
 - ・県内 13 地区で、本協議会を 3 年の間に、最低 1 回は開催する。理科教育の指導力向上の効果を上げるために、毎年度実施も可能である。
 - ・協議会の内容としては、小中学校で授業参観を実施し、授業の指導法改善に係る協議を行う。
 - ・参加者は地区内の各小中学校から、3年間で少なくとも1人以上参加する。
(小学校は、研修で中核的な役割を担う者、理科主任、又はそのいずれかに準ずる者。中学校は、理科主任又はそれに準ずる者。)
- (2) 提言の下線部(B)について、「理科の観察・実験の実習及び指導法研修会」を実施する。
 - ・静岡県総合教育センターで実施する以下の研修から1つに参加する。
 - 小学校理科専科教員研修 (5～10人参加可能 9/3)
 - 小学校理科教材づくり研修 (希望 各24人 8/7 静東 8/13 静西)
 - 中学校理科教材づくり研修 (希望 24人 8/14)
 - ・参加者は、平成25年度に(1)の「理科の観察・実験指導等に関する授業研究協議会」を実施する地区から、小中学校で理科教育を中心となって進める教員を市町教育委員会が推薦する。

科学の甲子園ジュニア

(学校教育課小中学校教育室)

1 目的

平成 24 年度全国学力・学習状況調査で、本県の中学生の 66.4%が理科の学習が好きと回答しており、全国の 61.6%を 4.8 ポイント上回っている。理科の学習に対して意欲のある本県の子どもたちの興味関心を更に高めるために、理科好きの中学生が切磋琢磨して、評価される場として企画された「科学の甲子園ジュニア」の全国大会に参加する。もって、本県の理科教育の推進を図る。

2 事業内容

(1) 全国大会への出場




全国の中学生が都道府県対抗(中学1・2年生6人からなるチーム制)で実施される。生活・実社会との関連、融合領域、説明能力等に配慮した、理科・数学等の複数分野における筆記・実技試験を行い、総合点を競う。優勝チームには、文部科学大臣賞等が授与される。大会は、平成 25 年 12 月 21 日(土)、22 日(日)に東京で行われる。

(2) 代表の選出方法

静岡県学生科学賞で入賞した中学1、2年生を中心に、6人からなる代表チームを編成し、全国大会に出場する。

(3) 準備会の開催

11月下旬に総合教育センターで、参加生徒6名と各学校の担当教員6名で、全国大会に備えた準備会を行う。総合教育センターの指導主事からトレーニングを受ける。

概要	全国大会の開催予定
全国の中学校等が都道府県対抗(中学1・2年生6人から成るチーム制)で、実生活・実社会との関連、融合領域、説明能力等に配慮した、理科・数学等の複数分野における筆記・実技競技を行い、チームでの総合点を競う。優勝チームには文部科学大臣賞等を授与。各種企業連携も推進。	<p>【参加方式】 各都道府県で6人から成る代表チームを編成(※) →各都道府県の代表チームが全国大会に出場 (筆記は全員参加。実技は3人単位ごとの競技を予定。いずれも分担・相談など協働しながら取り組む)</p> <p>(※)各都道府県における代表チーム編成過程への参加生徒が、意欲的な学習ができるようなサポートプロセス(自習用素材の提供等)も検討。</p> <p>【全国大会開催日時・場所】 日時:平成25年12月下旬の土日 1泊(遠方参加は2泊)2日 場所:東京</p> <p>【実施体制】 主催:(独)科学技術振興機構 共催:全国中学校理科教育研究会 後援:文部科学省</p>
中学生の発達段階(創造性の育成、キャリア教育)や全国学力・学習状況調査の結果も踏まえた内容を検討	
「バスタブリッジ」(ふくい理数グランプリ 中学校部門 理科・本選)	
	
	
	
(競技イメージ)	

<出典 (独)科学技術振興機構 HP より>

(件名)

三ヶ日青年の家の指定管理者の公募

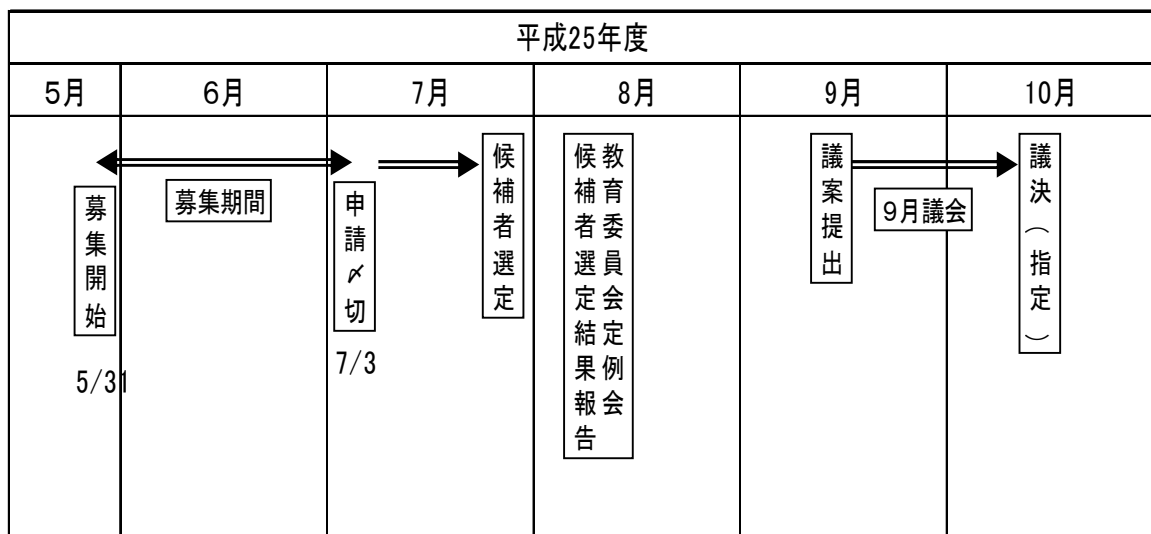
(社会教育課)

1 公募内容

平成 26 年度からの指定管理者の公募を次のとおり開始した。

- (1) 公募期間 平成 25 年 5 月 31 日から平成 25 年 7 月 3 日
- (2) 指定期間 3 年間 (H26.4.1 ~ H29.3.31)
- (3) 申請者には、地域の特性 (自然、産物、歴史、文化等) を活かしたり、利用者の安全意識を高めたりするような、魅力あるプログラムの提案を求める。

2 公募スケジュール



次期指定管理者への十分な引継期間を確保するため、9月議会で指定の議案を提出する。

被災地派遣埋蔵文化財専門職員の帰任報告

(埋蔵文化財センター)

1 概 要

県教育委員会は、平成 24 年度から開始された東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財調査に、埋蔵文化財専門職員 1 名を 1 年間の任期で派遣している。今回、平成 24 年度に派遣された職員から支援の経験等について報告を行う。なお、平成 25 年度も職員 1 名を岩手県教育委員会に派遣している。

2 平成 24 年度派遣職員の業務内容

(1) 派遣の概要

- ・派遣職員：主査 田村隆太郎（現所属：埋蔵文化財センター）
- ・期 間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
- ・派 遣 先：岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課（埋蔵文化財担当復興班）

(2) 業務内容

- ・東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に 15 名（岩手県職員 5 名及び 10 道府県からの派遣職員 10 名）で対応
- ・国・県の事業（復興道路、公営住宅など）及び市町村事業（集団移転、小学校等公共施設建設、民間事業、個人住宅など）への支援に 1～3 名を 1 グループとして対応

【田村主査の対応事業】

	市町村 遺跡名	業務内容	対象事業	調査時期
1	遠野市内	分布調査	復興道路	4 月
2	洋野町内	分布調査	復興道路	5 月上・中旬
3	山田町 跡浜 遺跡他	試掘・確認調査	集団移転	5 月下旬
4	釜石市 室浜遺跡	試掘・確認調査	集団移転	6 月上旬
5	野田村 中平遺跡	本発掘調査	個人住宅	6 月中旬～7 月中旬
6	野田村 新館遺跡	試掘・確認調査	集団移転	7 月下旬
7	野田村 新館遺跡	調整、準備等	集団移転	8 月～9 月上旬
8	大船渡市 小出館隣接	試掘・確認調査	小学校移転	8 月上・中旬
9	宮古市 牛沢 遺跡	試掘・確認調査	復興道路	8 月下旬
10	大船渡市 清水遺跡	本発掘調査	民間宅造	9 月中旬～10 月上旬
11	野田村 新館遺跡	本発掘調査	集団移転	10 月中旬～12 月上旬
12	野田村 中平遺跡	本発掘調査	民間事業	12 月中旬
13	野田村 蒲沢遺跡	本発掘調査	集団移転	12 月下旬
14	大船渡市 清水遺跡	整理等作業	民間宅造	1 月
15	野田村 新館遺跡	整理等作業	集団移転	2 月～3 月